

# 改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業の創設について

## (1) 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成 29 年の社会福祉法改正を踏まえ、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら進めてきたところである（※モデル事業は平成 28 年度から実施しており、令和 2 年度では 279 自治体が事業に取り組んでいる）。

また、平成 29 年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元年 5 月に、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年 12 月に最終とりまとめが公表された。

地域共生社会推進検討会の最終とりまとめやモデル事業の成果等も踏まえつつ、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第 201 回通常国会に提出し、令和 2（2020）年 6 月 5 日（令和 2 年法律第 52 号）に成立した。

本改正法による改正後の社会福祉法（以下「改正社会福祉法」という。）において新たに創設された重層的支援体制整備事業の施行（令和 3（2021）年 4 月）に向けて、令和 3 年度から重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対する支援、令和 4 年度以降に新事業の実施を希望する市町村に対する支援を各々進めていく。

## (2) 重層的支援体制整備事業の創設について

### ① 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として交付することとしている。

なお、重層的支援体制整備事業を実施する市町村（令和3年度においては、令和2年10月に実施した国の意向調査で重層的支援体制整備事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層的支援体制整備事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

本事業は、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業であるが、地域共生社会の実践に向けた効果的な取組と考えており、多くの市町村に取り組んでいただきたい。したがって、市町村においては、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や重層的支援体制整備事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

### ② 重層的支援体制整備事業交付金について

重層的支援体制整備事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能にかかる補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和3年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は表2のとおりであり、新たな機能分の補助基準額（案）は表3のとおり検討している。新たな機能分（多機関協働事業、アウトリー

チ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討している。なお、令和3年度における多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に要する経費の一部については普通交付税措置が行われる予定である。

また、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第380号）、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）及び社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和2年厚生労働省告示第396号）については、令和2年12月24日付け公布され、令和3年4月から施行することとされた。これに伴い、同日付けにて通知（「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を发出し、重層的支援体制整備事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等について周知した。

なお、重層的支援体制整備事業の具体的な事業内容、交付方法等については、別途通知にてお示しする予定であるのでご了解いただきたい。

表1（重層的支援体制整備事業で実施する事業）

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業

（次頁に続く）

事業名	
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
新たな機能	参加支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第2号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第4号 多機関協働事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第5号

表2 (令和3年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100以内	25/100以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)

(次頁に続く)

	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな機能	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を原則実施

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を原則実施

表3（令和3年度における新たな機能分の補助基準額（案））

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※市町村人口規模は令和3年1月1日時点

### ③ 新たな機能（多機関協働事業等）の内容について

重層的支援体制整備事業では、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

## （３）重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

### ① 多様な施策との連携について

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の３つの支援は、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めると

ともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施することと、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、改正社会福祉法第6条第2項（表4）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けている。

今後、多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知を発出することを予定（例えば、労働分野やまちづくり分野において、支援会議等への参加や参加支援における社会資源の共有に関して連携を推進すること等の通知を発出することを想定）しているので、ご了解いただきたい。

あわせて重層的支援体制整備事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）で定めるところであるが、具体的な作成ガイドライン（仮称）についても追って発出する予定であるので、ご了解いただきたい。

表4（改正社会福祉法（抜粋） ※令和3年4月施行） 再掲

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推</p>
---

進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 (略)

## ② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応していない狭間のニーズに対応できる地域資源を確保することが必要であるが、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

これまで、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、多様な社会参加に向けた地域資源の活用方法として、既存の福祉サービス事業所等において、定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者（以下、「参加支援対象者」という。）を受け入れることも考えられる。

各地域の実情に応じて、こうした取組が進められるよう、本来の業務に支障が生じない範囲で参加支援対象者が利用する場合の考え方を整理し、別途お示しする予定であるので、ご了解いただきたい。

# 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

## (1) 現状・課題

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)を創設した。
- 新事業の施行(令和3年4月)に向けて、より多くの市町村において、事業の実施や次年度以降の実施に向けた準備を進める必要がある。

## (2) 令和3年度の取組

- 新事業を実施する市町村に、従来、各分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助そして新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る事業への補助を加えて一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金を交付する。
- 令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業による補助を実施。
- 重層的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施。
- また、国において、都道府県・市町村職員や新事業に従事する者等を対象とした人材養成事業を実施。

## (3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、新事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに新事業の実施計画の策定や新事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いする。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、包括的な支援体制の構築に向けた都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的なご支援をお願いする。

# 重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

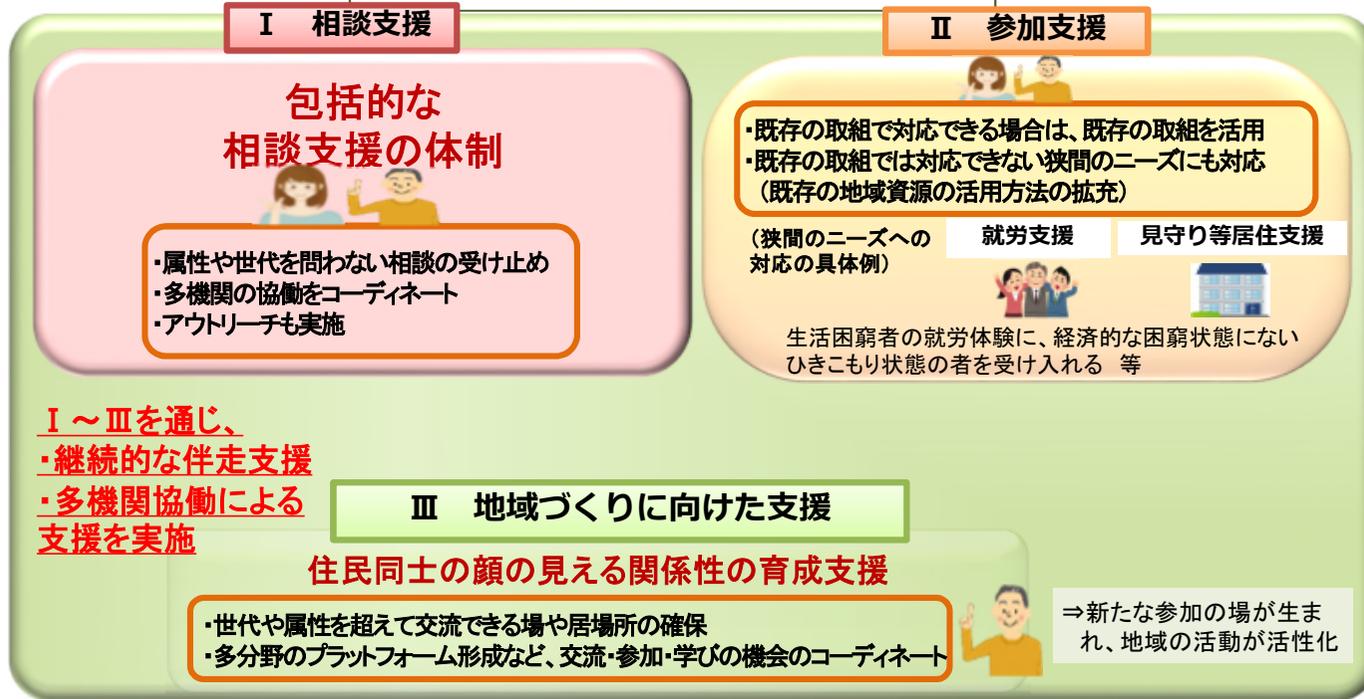
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

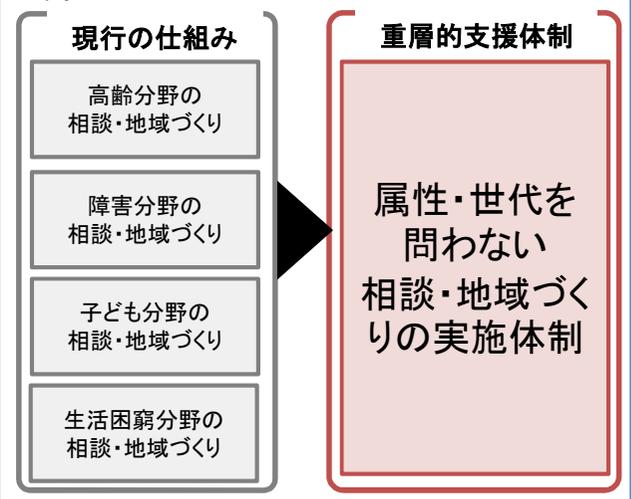
→ **令和3年4月1日施行**

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



# 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算案  
116億円

## 【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

## 【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

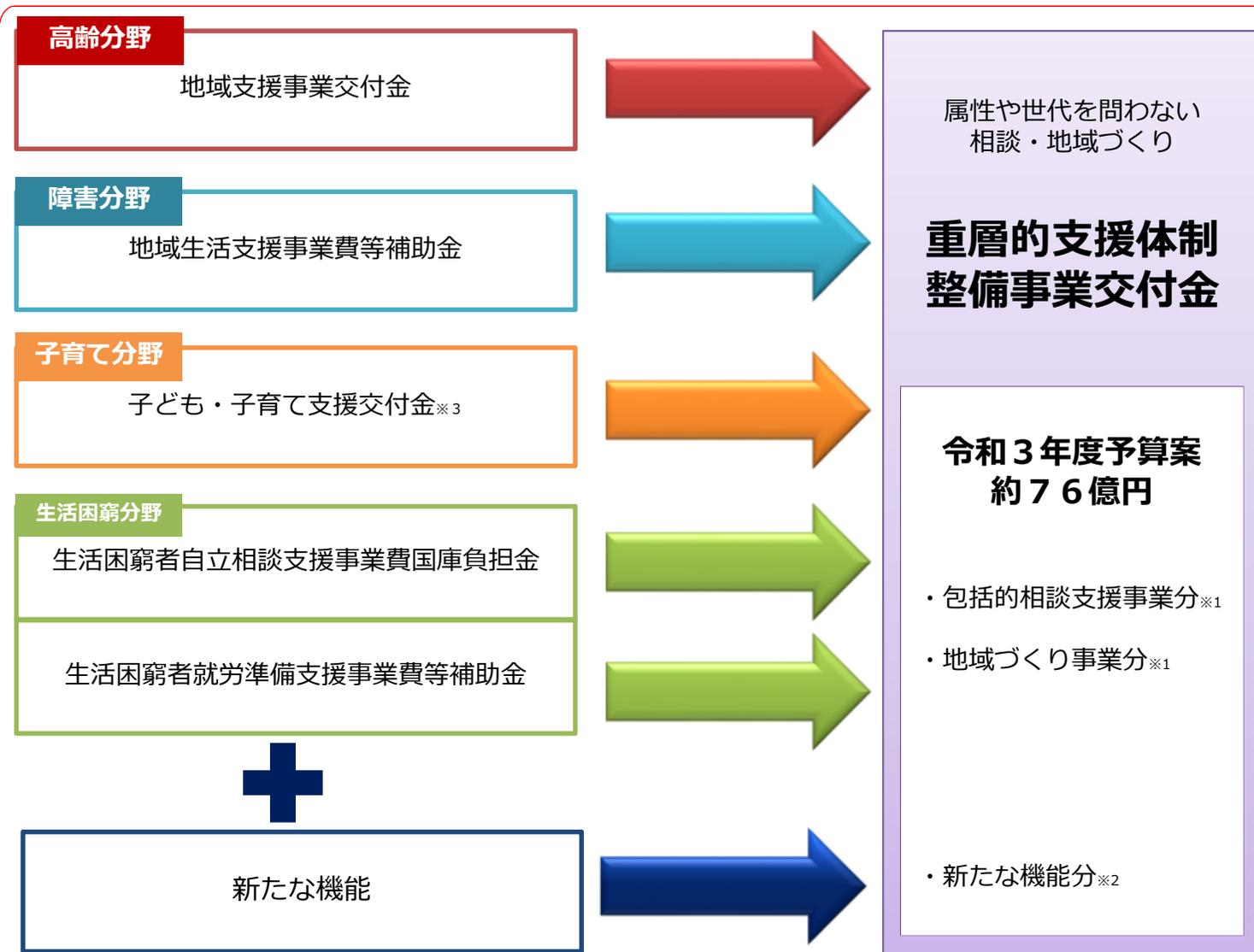
- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

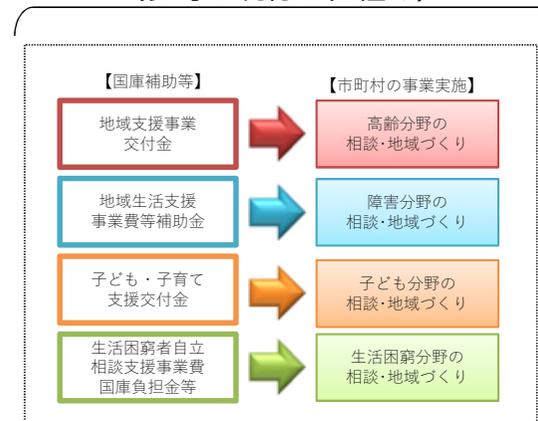
# (令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



## <※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
  - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
  - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
  - ・子育て（利用者支援事業）
  - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

## ○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

## <※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

## <※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上